

令和 5 年 6 月 3 日現在

機関番号：24405

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2022

課題番号：20K01399

研究課題名（和文）預金債権の相続に関する最高裁判例を契機とする遺産共有概念の多面的検討

研究課題名（英文）Study on the Concept of Special Co-ownership caused by Succession

研究代表者

森山 浩江（Moriyama, Hiroe）

大阪公立大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60278504

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：日本の裁判所は、遺産共有の概念を非常に限定的に捉えることにより、遺産分割事件において、可分債権や相続債務等の重要な遺産を、遺産分割手続の対象から排除している。その中で、最高裁大法廷平成28年12月19日決定は判例を変更し、預貯金債権のみを例外的に遺産分割の対象となることを認めた。しかし、この大法廷決定は、非常に限定的な遺産共有の概念を維持した点にそもそも問題があり、預貯金債権の例外的な扱いにも説得的な理由付けをなしていない。本研究は、以上の問題の分析により、基礎的な観点からこのテーマに関する理論的な課題を提示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本の裁判所は、遺産共有の概念を狭く捉えることにより、遺産分割の手続の対象を限定する。このことは、遺産分割の紛争当事者が裁判所における解決を望む場合に、紛争を一つの手続で解決することを阻み、共同相続人間の不公平を放置することに繋がりがかねない。裁判所の実務においては、遺産分割の対象を限定的に捉えることは当然視されているが、本研究は、このような捉え方には明確な根拠がなく、伝統的とも言えないことを明らかにし、理論的になお検討の必要があることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：Japanese courts take the concept of co-ownership of inheritance very narrowly, thereby excluding important inheritances such as divisible claims and debts from inheritance procedures. The decision of the Japanese Supreme Court on December 19, 2016 changed the precedent, approving that the inheritance procedures cover the succession of bank deposits, but as an exception. However, this decision by the Supreme Court is inherently problematic, because it maintains the highly limited concept of co-ownership of inheritance, and it fails to provide a persuasive reason for its exceptional treatment of deposit claims. Analyzing the above problems, this study presents issues to be addressed on this topic from a fundamental point of view.

研究分野：民法

キーワード：相続 遺産分割 遺産共有

1. 研究開始当初の背景

最高裁大法廷平成 28 年 12 月 19 日決定は、遺産に属する預貯金債権は、共同相続人らに当然に分割して帰属することなく、遺産分割の対象となる旨を判示して、従来判例を 180 度転換した。本大法廷決定は、実務のみならず理論的にも多くの民法学上の課題を提示する結果となり、長らく膠着状態にあった遺産共有・遺産分割に関する議論を再燃させ、平成 30 年の相続法改正にも影響を及ぼした。

他方で、本大法廷決定は、預貯金債権を可分債権の例外として遺産分割対象性を認めたのみであり、裁判所実務が従来採ってきた前提自体は変えておらず、学説が予てより投げかけてきた根本的な批判に応じるものではなかった。したがって、本大法廷決定が動かすに至らなかったこの前提はそもそも維持されるべきなのか、また、この前提との関係で、本大法廷決定は従来と異なる預貯金債権の扱いを矛盾なく説明できているのかが問われうる。

さらには、債権の承継の問題に限らず、遺産分割の対象財産を極めて限定的に解する裁判所実務の採る諸前提、とりわけ遺産共有・遺産分割の理解に問題はないのかが問われることになる。

2. 研究の目的

本共同研究は、上記のような問題状況をふまえて、本大法廷決定に関する法的課題について、相続法・担保法・契約法といった多面的な視点を持ちつつ、今後の法的課題にフィードバックできるよう、遺産共有概念を中心に検討を行うこととした。とりわけ、個々の表層的な各論的問題にとどめることなく基礎的研究を行い、遺産共有の研究から導かれる他の関連問題にも広く資することができるよう、分析および解決の指針の基点を明らかにすることを、研究目的として設定した。

3. 研究の方法

本共同研究においては、上記のように多面的な視点からの検討、そして問題を基礎概念から見直すために必要な遺産共有概念の再検討という 2 つの観点から研究を行うこととした。

すなわち、多面的な観点としては、相続法、担保、契約といった多面的な方向からの検討を、研究代表者・研究分担者それぞれの専門的な領域や比較法領域を中心に行い、それぞれの観点からの検討を行うとともに、各領域における検討の成果を共有し相互にフィードバックするという方法である。

そして、遺産共有概念に関する基礎的研究は、主として研究代表者が他の研究分担者および研究協力者の協力を得ながら行うこととした。

4. 研究成果

本研究においては、基礎的な概念から見直すという方針に基づき多面的な検討を行ってきた。その成果として、本研究テーマに関する民法学における理論的課題を、いくつかの知見を伴うものとして、以下のとおり整理しておきたい。

(1) 本大法廷決定およびそこで採られている諸前提の理論的な問題点

本大法廷決定については、多くの議論・評釈が存在するが、それらをも踏まえた上で、理論的課題を検討し整理するならば、判断構造の不明瞭さ、契約上の地位の承継への着目の位置づけ、相続開始後の財産の変動の捉え方、「可分債権 当然分割 遺産分割対象性の否定」という定式への疑問、「二重の共有」に類する視点との関係、具体的相続分の権利性を否定した最高裁平成 12 年 2 月 24 日判決と本大法廷決定の帰結との関係が挙げられる。

について、本大法廷決定においては、可分債権の遺産分割対象性を否定しつつ預貯金債権のみを特別に扱う根拠として、多くの要素が挙げられているが、それら相互の関係が不明確であることが指摘されてきた。中心的な根拠はおそらく、普通預金については、一個の債権として同一性を保持しながら常に残高が変動し得るという性質、また、定期貯金については、契約の要素としての分割払戻しの制限の趣旨とされたものと考えられるが、このような債権の性質または合意の存在が、預貯金契約において、あるいは遺産としての預貯金債権の捉え方において、どのような意味を付されているのか、その構造が明らかにされているわけではないという問題が存する。

について、本大法廷決定には、契約上の地位の承継という観点が見られるが、預貯金債権についても他の契約上の債権についても、相続においては、契約上の地位の承継および債権の承継という 2 つの視点が必ず存在することになる。裁判実務の前提に従えば、共同相続において、地位は不可分に承継される一方、可分債権は当然に分割されるという前提を採ることになるが、これらの 2 つの視点はそもそもどのような関係に立つのか、明らかにされる必要がある。

については、本大法廷決定が、相続開始後の預金残高の変動を含めた「1 個の債権」が共同相続人全員に帰属するとしたことについて、従来、相続開始後の変動については、積極財産(果実、代償財産等)にせよ消極財産(管理費用等)にせよ、遺産分割の対象から排除してきたこと

との関係において、過去の判例（最高裁平成 17 年 9 月 8 日判決、最高裁昭和 52 年 9 月 19 日判決等）および裁判実務との整合性が問われうる。

もっとも、より根本的には、相続財産が遺産分割までの間に変動するのはむしろ当然の事態であり、遺産分割制度がこれに対応していないことこそが問題であるといえる。そうであれば、「相続開始後の発生 遺産ではない 遺産分割対象ではない」という定式自体が、本来問われるべきことになる。

については、従来多くの学説が指摘してきたことであるが、「可分債権 当然分割 遺産分割対象性の否定」という定式について、その根拠は何なのかが改めて問われる。しばしば援用される民法 427 条と 264 条ただし書の関係も、根本的に疑問視されている。理論的にも結論的にも強く批判されてきたにもかかわらず、本大法廷決定はこの定式を維持するが、他方で預貯金債権を例外としたことを正当化できているのか、疑問が持たれる。

について、従来相続財産に関して「二重の共有」と言われてきた視点は、多義的に言及されてきたとはいえ、少なくとも、相続分に基づく各共同相続人への暫定的な遺産の帰属と、遺産分割による終局的な帰属の確定という 2 つの段階が存在すること、また、遺産全体についての共有と個々の遺産の共有という 2 つの側面があることは否定できない。これは相続財産における共有と通常の共有との重要な違いであるが、裁判実務は等閑視してきたところであり、今後なお理論的に詰められる必要のある視点である。

について、本大法廷決定の後これを補完した最高裁平成 29 年 4 月 6 日判決が、共同相続人間にとどまらず金融機関との関係でも預貯金債権の当然分割性を否定したことは、具体的相続分の権利性を否定した上記最高裁判決との関係において、直接の矛盾とは言えないまでも、問題となりうる。そもそも具体的相続分の権利性の否定自体について、批判も存在しており、見直すべき点はないのか検討課題となる。

(2) 相続開始後の遺産の変動に関する根本的な問題点

本決定は、普通預金債権・通常貯金債権について、相続開始後の口座への入金の可能性をも含めて、「1 個の債権として同一性を保持しながら、常にその残高が変動し得る」ものと述べたうえで、これらの債権を遺産分割対象とする。上記 に関係して述べたように、この点は、相続開始後の遺産の変動を遺産分割の対象から除外してきた従来判例および裁判所実務との整合性が問題となる。

もっとも、本大法廷決定が認めるとおり、相続開始後に口座に入金された額を遺産分割の手続から排除し、入金ごとに当然分割が生じるとみることが、「預貯金契約の当事者に煩雑な計算を強いるものであり、その合理的意思にも反する」。相続開始後の入金部分をも含めた遺産分割をすることは合理的であって、まさに、「相続制度の安定的な運用と遺産分割の迅速・円滑な遂行を確保する」ことに資する。このことは、預貯金債権のみならず、むしろ遺産一般について妥当するのであって、諸外国の例を参照しても、そもそも本来問われるべきは、従来通説・判例が当然視してきた、「相続開始後に遺産に生じた変動 これにより生じる財産は遺産ではない したがって遺産分割対象ではない」という定式の絶対性であろう。遺産が遺産分割までの間に変動を生じるのは当然のことである以上、死後に生じたものは遺産ではないことは確かであるとしても、そのことを理由として遺産分割制度がこれを対象から排除すること自体、遺産分割を行うための制度としての欠陥と言わざるをえない。

(3) 可分債権の当然分割承継の原則について

上記 で示したように、本大法廷決定は、可分債権は当然分割され各共同相続人が相続分に応じて承継するとした最高裁昭和 29 年 4 月 8 日判決を原則として維持するものと考えられている。ここでは、「可分債権は各共同相続人に相続分に応じて（当然に分割して）承継される」という定式、また、それゆえに、「可分債権は原則として遺産分割対象とならない」という 2 つの定式が前提とされることになる。

しかし、最高裁昭和 29 年 4 月 8 日判決はそもそも、その事案との関係で、可分債権の遺産分割対象性の否定という意味を持つ判例法理として位置づけられうるのかということ自体、疑問が示されている。

また、仮に前者の定式を認めるとして、分割承継されたものはもはや遺産共有状態になく、したがって遺産分割の対象とならないという後者の定式は一見もっともなものに思われる。しかし、上記 にも関わるが、遺産分割に先立つものとして遺産共有が本質的に有する性質は、ここでは顧みられない。すなわち、第 1 に、遺産は本来、積極財産も消極財産も含む包括的な財産であることから、遺産共有は、包括的な財産の共有と、個々の遺産の共有という二つの意味を有しうる。第 2 に、相続開始により生じた遺産の承継は、特に共同相続においては確定的な遺産の帰属を意味しないため、相続による財産帰属の変動は実際には複数の段階を経て生じること、これらをふまえて第 3 に、共同相続人と第三者の関係と、共同相続人相互間の関係とを区別して考える可能性があることである。これらは比較法的観点からも指摘しうることであるが、当然分割帰属から遺産分割対象の不存在を導く上記定式は、これらをまったく顧慮しないことを前提とするものである。

以上をふまえ、この問題についてはまず、裁判実務において採られる上記の定式はどのように根拠付けられているのかが、検討課題となる。また、遺産共有について、それに適した理解をす

るのであれば、裁判実務において採られている諸前提には疑問が生じ、そもそも結論的な妥当性からも疑問視される可分債権の当然分割承継自体が、あらためて検証される必要があると考えられる。

(4)債権の準共有と多数当事者の債権関係との関係

上記 および に関連することとして、日本においては、近時比較法的観点から言及される共同債権と本大法廷決定との関係も指摘される。本大法廷決定が、預貯金債権の当然分割を否定した結果について、学説の中には、預貯金債権の準共有と捉えるもの、預貯金契約上の地位の準共有と捉えるものに加え、預貯金債権の性質上の共同債権と捉えるものがある。日本民法は共同債権の概念を有しないが、債権の性質上、あるいは当事者の合意により、そのような性質を有する債権の存在は認めうるものとも考えられている。

もっとも、比較法研究において参照される PECL における共同債権、またそのモデルとされるドイツ法の一般的な共同債権とは、各債権者が独立に全債権者に対する給付を請求できる債権なのであって、複数の債権者が共同して履行を請求しなければならない債権ではない。また、共同債権者関係は、ドイツにおいては最も実際の多数債権者関係として普及しており、全債権者への給付という請求を実現する具体的な方法が存在することについて、日本との違いとして認識する必要も感じられる。

以上のことを踏まえた上で、預貯金債権の相続の問題に関して、債権の準共有、多数当事者の債権関係、そこにおける当事者の意思や債権の性質との関係という点は、なお基礎的な研究を多く必要とする課題であると言える。

(5)消極財産をも含む遺産の概念

本件大法廷決定の前提として、遺産共有・遺産分割の問題一般を検討する際に避けて通れないのは、債務の相続の問題である。相続法は、自然人の死亡による消滅により、帰属主体を失った財産上の地位の承継ルールを決定し、「無主の財産をできるだけ作り出さない」という最低限の要請に応じる必要がある。相続債権者は、被相続人に対して有していた権利の消長・帰属に重大な利害関係を有し、上記の観点から重要なのは、積極財産の承継よりもむしろ、消極財産を取り込んだ責任財産の清算のあり方と言える。

しかし日本においては、消極財産も遺産分割の対象から除外され、可分債権とは異なって、共同相続人全員が合意した場合ですら、遺産分割自体の対象とすることは認められない。家庭裁判所の実務は、遺産分割とは、相続開始時に存在し、遺産分割時点でも存在する積極財産を相続分に応じて分配する手続であるとの理解を前提とするからである。したがって、例えば共同相続人の一人が相続債務を弁済し、そのことを取り込んだ積極財産の分割を望んだとしても受け付けられず、その清算については別途訴訟で争う他はない。

上記 とも関わるが、遺産全体の共有、あるいは、共同相続人内部の関係と債権者との関係との区別の可能性といった、遺産共有の特質をふまえるならば、結論としても理論的にも、現在の相続債務の家庭裁判所実務における上記扱いは問題が大きい。日本と同様に当然分割を条文で定めるフランスでも、運用においては、まず相続債務が遺産中の積極財産から弁済され、その剰余財産を相続人らで分割しており、消極的財産を遺産分割から一切排除する日本の実務の前提は、その根拠にも、実際の解決の妥当性にも、根本的な疑問を払拭できない。

(6)家庭裁判所実務における遺産分割概念の生成

以上のような日本の相続法の現状について、その特徴は遺産分割が軽視されているということに尽きる、とすら評されている。その根本にある問題として、相続開始時に存在する積極財産を相続分に応じて分配する手続が遺産分割である、という裁判所実務において採られている原則の存在（平成 30 年相続法改正における立案者は、これを「伝統的な」考え方と表現する）が浮かび上がる。

このような遺産分割の「伝統的な」概念によれば、遺産分割は共有物分割の一種であり、その対象は遺産でなければならないし、遺産共有状態にあるものでなくてはならない、との考え方に立ち、そのような観点から、相続開始後の遺産の変動や遺産管理費用は「そもそも遺産ではない」という理由で分割対象から除外し、可分債権・可分債務もすでに分割帰属していることから分割対象から除外されることになる。

一見もっともな理屈に思えるが、このような「伝統的な」概念には、根拠条文もなく、その他にも明確な根拠が示されてきたわけではない。予てよりこのような考え方への疑問は多く示されてきた。しかしそれにもかかわらず、本大法廷決定を含め、裁判所においては、このような遺産分割の概念は諸判例から帰結されるものとして当然視されているようである。

しかし、資料をたどれば、かつては、遺産分割の現場を知る家庭裁判所の判事ら自身、これとは反対の見解を採っていたことがうかがわれる。そのような見解は、判例により否定されたいわゆる合有説によるものかのように評されることがあるが、実際に挙げられている理由は、「より衡平で妥当な分割を可能にし、遺産分割制度の趣旨にそつものと解せられる」、「遺産分割審判制度の精神に沿う」、「相続財産として加算しないと条理に悖る」といった文言であった。これらは、単純な形式的理論で処理をすとかえって遺産分割制度の趣旨に反する結論に至りうることを直視した、現場を知る者の感覚を反映した文言であるようにも思われる。

他方、それが現在の「伝統的な」考え方に転じた背景には、当時の遺産分割事件の増加・長期化への対応に加え、遺産分割が審判事項であることによる限界の存在も感じられるところである。もっとも、それでもなお、裁判官自身による、「伝統的な」考え方が内包する問題点の克服を目指す真摯な努力は、近時においても皆無ではなかった。そこにはなお、この問題につき乖離して久しい裁判所実務と民法理論の架橋への、僅かな期待の余地が残されている。

(7)所有者不明土地関連法による民法改正との関係

令和3年の上記改正法においては、共有物の管理に関する規定が明確化され、遺産の管理に関する規定も新設された。これらが遺産共有中において生じる諸問題に、具体的にどのように機能するのかは、これからの課題である。その具体的な検討もまた、遺産分割の軽視が特徴ともいわれる状況がさらに改悪されることのないよう、上記に指摘してきたそれぞれの基本的な視点をふまえて行われる必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 杉本好央	4. 巻 69-2
2. 論文標題 ドイツ民法626条の潜在力(1)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学雑誌	6. 最初と最後の頁 171-208
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 森山浩江	4. 巻 69-3・4
2. 論文標題 遺産共有と遺産分割 裁判所における遺産分割の対象に関する視点の形成	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学雑誌	6. 最初と最後の頁 637-669
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 森山浩江	4. 巻 157-3
2. 論文標題 判例批評・最高裁令和2年1月23日決定(婚姻費用分担審判の申立て後に当事者が離婚した場合における婚姻費用分担請求権の帰すう)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 515-530
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 森山浩江	4. 巻 -
2. 論文標題 遺産分割と相続債務	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 生と死の民法学(書籍)	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 坂口甲
2. 発表標題 ドイツ法における共同債権（不可分債権）と債権の準共有
3. 学会等名 大阪公立大学民法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 杉本好央
2. 発表標題 ドイツ民法典626条の射程
3. 学会等名 取引法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 杉本好央
2. 発表標題 ドイツ民法典626条の潜在的射程
3. 学会等名 大阪市大民法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 坂口甲
2. 発表標題 預貯金債権の共同相続をめぐる問題点の整理
3. 学会等名 大阪市大民法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 森山浩江
2. 発表標題 可分債権の共同相続をめぐって
3. 学会等名 大阪市大民法研究会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 深谷 格、森山 浩江、金子 敬明	4. 発行年 2022年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 610
3. 書名 生と死の民法学	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	坂口 甲 (Sakaguchi Kou) (20508402)	大阪公立大学・大学院法学研究科・准教授 (24405)	
研究分担者	藤井 徳展 (Fujii Narunobu) (40381975)	大阪公立大学・大学院法学研究科・准教授 (24405)	
研究分担者	杉本 好央 (Sugimoto Takahisa) (80347260)	大阪公立大学・大学院法学研究科・教授 (24405)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	吉原 知志 (Yoshihara Satoshi)	大阪公立大学・大学院法学研究科 (24405)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関